

せみね監督署だより

ひと、くらし、 みらいのために

発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田50-8 電話0228-38-3131)

労働災害は3割減少

表 1 労働災害発生状況(令和 4 年 3 月末現在)

		,		
	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
休業 4 日以上	50	35	620	688
死亡	0	0	2	3

▶令和4年の労働災害(休業4日以上。以下同じ)による被災者数は、1月~3月までで35人です。▶この被災者数は、令和3年同期の50人を15人下回る30.0%の減少率です(表1参照)。▶一方で、卸売業、小売業を始めとした<u>『商業』は、1月~3月までで被災者数が8人と、令和3年同期の2倍のペースで労働災害が発生</u>しています。▶<u>令和3年に被災者数が増加した『社会福祉施設』は、1月~3月までで被災者数が5人と、令和3年同期の25%増のペースで労働災害が発生</u>しています。▶『商業』『社会福祉施設』ともに【転倒災害】が最も高い割合を占めています。▶『商業』『社会福祉施設』は、例年、腰痛等の【動作の反動・無理な動作】による災害も高い割合を占めています。▶【転倒】や【動作の反動・無理な動作】による災害は、<u>『職場における労働者の作業行動を起因とする労働</u>災害』(以下『行動災害』という。)とされています。

今年も行動災害の防止を

表 2 労働災害発生状況 (1月~12月)						
	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数			
	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年		
休業 4 日以上	148	181	2,407	3,038		
死亡	2	1	15	15		

▶令和3年の労働災害による被災者数は、1月~12月までで181人と、令和2同期の148人を33人(+22.3%)上回っています(表2参照)。▶この増加した労働災害のうち【転倒災害】は3割を占め、【転倒災害】の増加が全体の被災者数の押上げ要因になりました。▶さらに、死亡災害や重篤な災害につながる可能性が相対的に高い墜落・転落災害について『転倒して墜落する』災害が『建設業』でみられました。▶労働災害ゼロの職場を実現するため、労働災害が増加した業種等はもちろん、労働災害が発生していない職場においても【行動災害の防止】を重点とした取組が不断に求められる状況であることは、労働災害の減少がみられる令和4年も変わっていません。 【→2面につづく】

行動災害の防止

~ 転倒災害の防止について ~

▶瀬峰労働基準監督署は、リスクの見える化等とともに【5S活動】を推進して います。▶ 【5S活動】は、あらゆる業種に共通した概念であるとともに、安全 衛生管理はもちろん、品質を左右する全社的な品質管理(TQC)など安全衛生 管理以外のカテゴリーでも基本的な位置づけであると考えているからです。▶ **【5S】**は、① **『整理**』要るものと要らないものを区別し要らないものを捨てる、 **②**『**整頓**』要るものをきめられた場所にキチンと置き、誰でも分かるように明 示する、③『**清掃**』常に清掃し綺麗な状態を保つ、④『**清潔**』整理・整頓・清 掃を維持する、**⑤『躾(しつけ**)』教えられたルールを守り習慣化する、こと です。▶例えば、『整理』として「凹凸をなくす」、『整理・整頓』として 「つまづきに繋がるコードは撤去するか、覆いをして表示をする」といったこ とです。▶つまり、既に見慣れた環境となっている職場を【5S】の視点を持っ て整理・分析し、改善していくのが【5S活動】です。▶一方で、**重篤な労働災 害が発生する職場**は、①担当者に作業が任せっきりだったり、②勤務経験が長 い者に作業が任せっきりだったり、③声の大きなメンバーに左右された意思決 定となり、有効な少数派の意見が考慮されなかったり、行動の選択の具体的な 評価がなされなかったりした結果、**集団全体が安全への関心が低い方向にシフ** トする傾向がみられます。**▶このため、経営トップの皆さまにおかれましては、** まずトップが【5S活動】の有効性を改めて認識し、関心を持ってその推進を表 明し、全員参加の【5S活動】を推進していただきますよう、お願いいたします。

感染拡大の防止に向けて

▶新型コロナウイルスの新規感染者数は全国で減少傾向となる一方、地域によっては感染の第6波のピークを上回ったり、増加が続いたりしている地域もあり、基本的な対策の徹底が必要な状況が続いています。▶つきましては、職場における新型コロナウイルス感染症の防止等に向け、引き続き、①テレワーク・時差出勤などの推進、②体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気づくり、③職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫、④休憩所、更衣室などの"場の切り替わり"や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけ、⑤手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策、である「取組の5つのポイント」について、その確認や実施をお願いいたします。

■ 宮城労働局

「新型コロナウイルス感染症防止対策」

■ 厚生労働省

「働く方・経営者への支援などのリーフレット 一覧(新型コロナウイルス感染症)」



